

報 告 第 2 4 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年9月6日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

写

処 分 書

専 決 第 1 2 号

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年7月8日

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(新居浜市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 新居浜市税賦課徴収条例(昭和25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「理由」を「事由」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第34条の7第1項中「5,000円」を「2,000円」に改め、同項第3号中「同条第3項及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3」を「同条第3項」に、「含む。)」を「含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改め、同条第2項中「5,000円」を「2,000円」に改める。

第36条の3第2項中「第2条の3第1項各号に掲げる」を「第2条の3第1項に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第105条の次に次の1条を加える。

(鉦産税に係る不申告に関する過料)

第 1 0 5 条の 2 鉦産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 1 0 日以内とする。

第 1 0 7 条第 1 項中「なくして」を「なくて」に、「3 万円」を「1 0 万円」に改める。

第 1 3 3 条第 1 項中「3 万円」を「1 0 万円」に改める。

第 1 3 9 条の 2 を第 1 3 9 条の 3 とし、第 1 3 9 条の次に次の 1 条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第 1 3 9 条の 2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第 1 項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 1 0 日以内とする。

附則第 7 条の 4 中「5, 0 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第 7 条の 5 租税特別措置法第 4 条の 5 第 1 項の規定の適用がある場合における第 3 4 条の 7 及び前条の規定の適用については、第 3 4 条の 7 第 1 項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 条の 5 第 1 項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「第 1 号に掲げる寄附金」とあるのは「第 1 号に掲げる寄附金（同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令で定めるところにより計算した金額に相当する部分

を除く。）」と、同項第3号中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び前条中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「額（前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を「額」に改め、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

（新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第7項、第14項及び第19項中「平成23年12月31日」を「平成

25年12月31日」に改める。

(新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成20年条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「新市税賦課徴収条例」を「新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第 号)第1条の規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例」に、「及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3」を「同条第3項」に、「、「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3」を「同条第3項」に、「改正前の租税特別措置法」を「改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」に、「とする」を「と、「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」とあるのは「租税特別措置法」とする」に改める。

(新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成22年条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

(新居浜市都市計画税条例の一部改正)

第5条 新居浜市都市計画税条例(昭和41年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第9項から第11項」を「第349条の3第10項から第12項」に、「、「第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第10項中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中新居浜市税賦課徴収条例第26条第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第36条の4第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに附則第5条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第1条中新居浜市税賦課徴収条例第34条の7の改正規定、同条例附則第7条の4の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第3条の規定並びに次条第1項及び附則第4条の規定 平成24年1月1日

(3) 第1条中新居浜市税賦課徴収条例附則第8条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

(4) 第1条中新居浜市税賦課徴収条例附則第10条の2第4項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例(以下「新市税賦課徴収条例」という。)第34条の7、附則第7条の4及び附則第7条の5の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新市税賦課徴収条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 新市税賦課徴収条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の新居浜市税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新市税賦課徴収条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第2条第2項の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(新居浜市都市計画税条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 第5条の規定による改正後の新居浜市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第10項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。